

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	原状変更等許可		
根拠法令及び条項	那覇市公設市場条例第8条 那覇市公設市場条例施行規則第13条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 公設市場管理運営に関する事務処理要綱第14条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成26年12月24日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月24日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	経済観光部 なはまち振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

公設市場管理運営に関する事務処理要綱

(原状変更等許可申請の審査基準)

第14条 施行規則第13条に規定する原状変更等許可申請の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 公設市場で営業するために必要なものであること。
- (2) 使用許可を受けている小間内での設置、または変更であること。
- (3) 電源の増設や棚、冷蔵庫等の設置について、使用者がその費用の一切を負担すること。
- (4) 冷蔵庫等の電気機器の場合、使用可能な電流値(アンペア)であること。
- (5) 他の使用者の視界を遮らないような高さ(120cmまで)であること。
- (6) 臭いや騒音等、他の使用者や市場周辺の事業者の妨げにならないこと。
- (7) 工事は、市場の定休日、または他の使用者の営業に支障がない次の時間内であること。

第一牧志公設市場 20:00～23:30

牧志公設市場衣料部・雑貨部 18:00～21:00

- (8) 工事の際、利害関係人があるときは、利害関係人の承諾書等を提出すること。
- (9) 公設市場の防災上、及び安全管理上、支障がないように変更、または設置されること。
- (10) 壁の色等、小間の装飾は他の小間と調和がとれていること。
- (11) 建物の機能や景観等に支障を与えないこと。
- (12) 小間の形状に著しい変更を与えないこと。